

令和5年第3回神津島村議会臨時会会議録目次

招集告示	1
応招・不応招議員	2
第 1 号 (8月8日)	
議事日程	3
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名	3
事務局職員出席者	3
開会及び開議の宣告	5
会議録署名議員の指名について	5
会期の決定について	5
議案第32号の上程、説明、質疑、採決	5
閉議及び閉会の宣告	12
署名議員	13
議案等審議結果一覧	15

令和 5 年神津島村議会第 3 回臨時会を、次のように招集する旨の告示をしたので通知します。

令和 5 年 8 月 4 日

神津島村長 前 田 弘

記

- 1 日 時 令和 5 年 8 月 8 日 午前 9 時 3 0 分
- 2 場 所 神津島村役場 2 階会議室
- 3 議 件
 - 1 議案第 3 2 号 役場庁舎耐震等改修工事請負契約

○応招・不応招議員

応招議員（8名）

1番 小林正吾郎君

3番 清水勉君

5番 関真樹君

7番 鈴木国忠君

2番 清水勝彦君

4番 鈴木佑典君

6番 中村親夫君

8番 石田隆美智君

不応招議員（なし）

令和 5 年 8 月 8 日

(第 1 号)

令和5年第3回神津島村議会臨時会会議録

議 事 日 程 (第1号)

令和5年8月8日(火曜日)午前9時30分開会

第 1 会議録署名議員の指名について

第 2 会期の決定について

第 3 議案第32号 役場庁舎耐震等改修工事請負契約

出席議員(8名)

1番	小林 正吾郎 君	2番	清水 勝彦 君
3番	清水 勉 君	4番	鈴木 佑典 君
5番	関 真樹 君	6番	中村 親夫 君
7番	鈴木 国忠 君	8番	石田 隆美智 君

欠席議員(なし)

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の職氏名

村 長	前田 弘 君	副 村 長	桜井 隆明 君
教 育 長	清水 一正 君	総 務 課 長	鈴木 敦 君
企画財政課長	高橋 寛規 君	保健医療課長	鈴木 龍也 君
建 設 課 長	浜川 浩一 君	産業観光課長	渡辺 匡哉 君
教 育 課 長	氏井 重和 君	保 育 園 長	藤井 小百合 君
空港消防所長	清水 豊 君		

事務局職員出席者

事 務 局 長 土谷 文康 君

傍聴人(1名)

大 貫 智 弘 君

◎開会及び開議の宣告

○議長（石田隆美智君） おはようございます。

ただいまから令和5年第3回臨時会を開会いたします。

それでは、直ちに本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎会議録署名議員の指名について

○議長（石田隆美智君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

今期会議録署名議員は、5番、関 真樹君、6番、中村親夫君を指名します。よろしく
お願いします。

◎会期の決定について

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第2、会期の決定について議題とします。

お諮りします。

本臨時会の会期は、本日の1日としたいと思いますが、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（石田隆美智君） 異議なしと認めます。

よって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

◎議案第32号の上程、説明、質疑、採決

○議長（石田隆美智君） 続きまして、日程第3、議案第32号 「役場庁舎耐震等改修工事請負契約」を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

企画財政課長、高橋君。

○企画財政課長（高橋寛規君） それでは、議案第32号 「役場庁舎耐震等改修工事請負契約」についてご説明いたします。

本案は、令和5年8月4日、指名競争入札に付した請負契約につきまして、契約締結に当たり、議会の議決を求めるものでございます。

それでは、議案書の別紙をご覧ください。

議案書別紙。

- 1、契約の目的、役場庁舎耐震等改修工事。
- 2、契約の方法、指名競争入札による契約。
- 3、契約金額、5,905万9,000円。
- 4、契約の相手方、稲久土木株式会社。
- 5、工期、契約締結の翌日から令和6年3月15日まで。
- 6、支出科目、一般会計、款総務費、項総務管理費、目財産管理費。

なお、工事の詳細につきましては、担当課長よりご説明いたします。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） それでは、議案第32号 「役場庁舎耐震等改修工事請負契約」の工事概要についてご説明させていただきます。

会議資料の1をご参照ください。

工事理由についてですが、令和4年度に実施した耐震調査により、耐震補強の必要があると判断されたため、改修を行うものです。また、老朽化により改修が必要な部分について、併せて改修を行うものです。

会議資料2ページをご参照ください。

工事内容については、図面のほうを見ながらご説明をさせていただきます。

図面の中にある表記のうち数字で①、②と表記されているものについては、内側鉄筋による支え、控え柱の施工となります。RC1、RC2と書いてあるものはコンクリートによる補強となります。

1階、2階部分のコンクリート壁打ち増しによる補強工事が11か所、1階、2階内側控え柱の設置による補強が13か所、それから1階、2階コンクリート壁補強に伴うアルミ製のサッシの撤去・新設、それに伴う差し板の撤去・新設、それから1階、2階外壁タイルの剥落防止対策工事、それから3階部分の外壁サイディング板の張り替え、3階木造部分の軸組み補強8か所、3階木造部分の水平ブレース材の新設、X方向2スパン、階段室、階段の上部ということになります。それから縦どいの撤去・新設、建具回りのシーリングの打ち替え、その他補強に伴う附帯物の撤去・新設が主な工事の内容となります。

以上、説明を終わります。

○議長（石田隆美智君） 提案理由の説明が終わりました。

これから質疑を行います。

質疑してください。

2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 改めてお伺いしたいんですが、今のこの庁舎は築何年になるんでしょうか。それと同時に、この改修工事をやることによって、どのくらいの年数が補填されるという見通しを立てているのかどうか、2点お伺いします。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） すみません、築何年については正確な数字を今把握しておりませんので、後で説明させていただきたいと思います。

それから、耐震補強したことによる何年延長になるかということに対しては、特に耐震補強したからこれから何年延長になるというものではなく、今の現状として耐震補強が必要なために行うものであって、これをやったから延命措置ということとは内容が異なるということでご理解いただければと思います。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 休憩してもいいですか。築年数何年か、それを先に確認してください。

○議長（石田隆美智君） 副村長、桜井君。

○副村長（桜井隆明君） この役場は昭和47年に建設されておりますので、今昭和にすると98年になりますので、51年、役場できてから51年になります。

○議長（石田隆美智君） 2番、清水君。

○2番（清水勝彦君） 地震が来た時の備えだけの工事だという説明になりますよね、今の課長の説明では、この工事をやることによって、ある程度の年数は伸びるのではないのかなど。見通しとしては、この庁舎の鉄筋コンクリートですけれども、どのくらいの見通しを持っているのでしょうか、この建物自体に。

返事する前に、やはりある程度目安がないと、例えば60年なのか、あと10年ぐらいてもうこの耐用年数、建物の寿命は終わりだとか、15年後に終わりだとかという目安がないと、今度建て替えるときに、やはりそれに備えをしていかなければいけない。ですから、うーんと言うようでは困るのではないのかなということでご質問です。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） この鉄筋コンクリート建ての建物ですけれども、この耐震工事そのものが、これは建物自体の寿命を延ばすというものではない。あくまでも地震が来たときには危険ですよと、だからその補強しなさいよというものです。

ですから、これからの耐久といいますか、耐用年数を適用していくには、また新たな必要が生じてくる可能性もあるということです。

ただ、鉄筋コンクリートの場合に、やはりその建っている場所とかいろいろな条件によって、要は一番危険なのが中の鉄筋が爆裂して、さびて爆裂して強度が弱ると、このような状況が一番危険なわけですけども、現時点ではまだそういう状況が見えておりませんので、まだこの建物自体は、これを今すぐ取壊しとか建て替えとかということは、現時点では考えておらないところでございます。

ただ当然、建物とかいろいろな物質は必ず壊れる、消滅するということが、これは必ずあるものですから、今後はこの建物、移設も含めて考えていかなければいけないだろうと、計画していかなければいけないだろうと、このようには考えておるところでございます。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） 先ほどの課長の説明で、こちらの工事は耐震補強と、あと老朽化の改修とあったんですけども、この耐震の改修の何割ぐらいなのか。耐震が7割ぐらいなのか、改修が3割なのか、こちらのほうの何割ぐらいなのかを説明を求めます。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 老朽化によるものをご説明させていただいた部分については、耐震補強が柱の補強となりまして、老朽化というのはタイルの剥落防止工事及び3階部分のサイディングの全面張り替えというものを指しております。

すみません、金額的な割合については計算しておりませんので、申し訳ありませんがよろしいでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） ということは、柱の部分のところが耐震に当たるということによろしいでしょうか。

この耐震補強をすることによって震度幾つぐらいまで耐えられるようになるとか、このようなデータはあるんでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 震度、例えば7までこれをやると耐えられるとかというところについては確認が取れておりませんので、改めてお時間ちょっといただきたいと思っております。

○議長（石田隆美智君） 4番、鈴木君。

○4番（鈴木佑典君） もう1点、この工事によって庁舎で働いている方、もしくは住民のほうに影響があることはあるのでしょうか。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） もちろん工事をするに当たって、例えば南側の玄関部分に足場を組んだりですとか、重機が入ったりですとか、そういうことでご不便をおかけすることはあるというふうに認識しております。

また、東面の道路、工事をする際には、例えば保育園の送り迎え等もあると思いますので、極力通行の支障のないような形で工事はしたいとは考えておりますが、やはり部分的には、例えばコンクリート打設をするときに重機が入ってきてとかということ、もしかしたら通行止めにしなないとできない可能性もありますので、そこは施工会社と協議して極力影響のない形で進めたいと考えております。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） 伺いたいんですが、まず、会議資料の2の1階の事務室の西側の部分のサッシ、それから2階の部分のこの会議室の西側のサッシについては、特に今回のこの事業の中に工事入っていないと思うんですが、これは数年前に、たしかこのサッシの取替え工事を行っているのではなかったかなと思うんですが、そういう関係で今回の工事の中には入っていないのかどうか、説明願います。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 今回のサッシの交換については、耐震補強をすることによって撤去せざるを得なくなった窓枠の交換ということになっておりまして、特に老朽化が著しくて交換が必要なサッシについては、今回は見ておりませんというか、そこまでの状態ではなかったというふうに判断しております。

○議長（石田隆美智君） 7番、鈴木君。

○7番（鈴木国忠君） その件は分かりました。

それから、同じく会議資料2の1階の事務室の産業観光課と環境衛生課の間仕切りがありますよね。現在アルミのパネル板で仕切られていると思うんですが、この部分がRCとあることはコンクリートに変えるのかなと思うんですが、この部分の補強を今あるアルミのパネル板を撤去して、コンクリートで補強するのかどうかを説明願います。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） おっしゃるとおりで、このRC6、それから1階事務室について

は、このほかに女子更衣室と給湯室の間も同じなんですけれども、コンクリートの打ち増しによってコンクリート壁を造らないといけないということで、現在ある産業観光課の書棚及び水道の監視盤とかもあるんですけれども、一旦撤去して打ち増しをした後に、改めて設置し直すということをしなないと駄目だということです。

それから、やはり庁舎の中にコンクリート壁を造るというのは、業務をしながら行うというのはかなり支障を来すというふうに考えて、設計会社とは何度も打合せをして、極力庁舎の中でのコンクリート壁というのはやめて、外部の補強にしてほしいということを何度もお願いして、作り直した結果の最終形がこれですので、これ以上中を減らすことはできなかったということで、ご理解いただければと思います。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） 耐震調査により耐震補強の必要があると判断されたということなんですけれども、この耐震調査によって例えば震度5強とか、震度6弱とか、この調査ではそういう地震の調査の数字とかは掲げていないんでしょうかね。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 申し訳ありませんが、先ほど申し上げたとおり、この耐震補強をしたことによって震度幾つまで耐えられるのか、耐震補強をしなかったら震度幾つでこの庁舎が崩壊してしまうのかということについて確認が取れておりませんので、お時間をいただければと思います。

○議長（石田隆美智君） 6番、中村君。

○6番（中村親夫君） やはりこの耐震調査が必要で、裏づけがあって、震度6弱とか、中とか強とか、それがないとちょっと甘いのかなと思ってですね。耐震調査が、これで耐震補強が必要なんだよと、そこら辺が少し緻密にやられたらいいのかなと。やはり数字を出して表さないとなかなか見えてこないんですね。そういう意味で提言申し上げておきます。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） 工事の内容で控え柱の設置してあるんですけれども、13か所、この控え柱というのはどの程度のものなのか。その控え柱についてはむき出しになるのか、それとも壁で隠れる形になるのか、その辺の説明をお願いします。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 1階、2階部分の資料2についてなんですけれども、1階、2階部分の左下のほうに凡例が明記されておまして、そこに書いてあるとおり鉄骨柱によるも

ので、柱回りについては化粧ケイカル板にて覆うものとするというふうに明記されておりますので、もちろん鉄骨の柱をした後に化粧の板を設置して目隠しするような状況となります。

それから、太さについてはちょっと調べさせていただきます。

○議長（石田隆美智君） 3番、清水君。

○3番（清水 勉君） できたらお願いなんですけれども、こういう資料の図面についてはA3程度でやっていただければ。A4だと字が小さくて見づらい面があるので、それお願いします。

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 資料については申し訳ありません。私が配慮が足りませんで、小さいA4判としてしまいまして、申し訳ございません。次回以降、気をつけたいと思います。

○議長（石田隆美智君） 5番、関君。

○5番（関 真樹君） 先ほどから出ている耐震調査の震度については、ここで知りたいので1回休憩で調べていただけますか。

○議長（石田隆美智君） 暫時休憩にします。

（午前 9時50分）

○議長（石田隆美智君） 休憩を解きまして会議を再開します。

（午前10時20分）

○議長（石田隆美智君） 総務課長、鈴木君。

○総務課長（鈴木 敦君） 先ほどのご質問に対してのお答えですが、この建物自体は幾度となく増改築を行っておりまして、増改築したことによって不足した耐震強度を今回の工事で補強するためのものとなっております。

○議長（石田隆美智君） 村長、前田君。

○村長（前田 弘君） 先ほど総務課長から説明があったところなんですけれども、質問の中では震度は幾つまでというようなことで質問がありましたので、この今回の改修は震度幾つまでということではなく、今までの改修、そして3階の部分についての中で強度が不足だということに伴う補強ということでございますので、耐震幾つまで耐えられるかということではありませんので、そこら辺の誤解のないようにしていただきたいと思います。

○議長（石田隆美智君） ほかに質疑ございませんか。

(「なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 質疑もないようですので、これで質疑を終わります。

お諮りします。

日程第3、議案第32号については、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決いたします。

◎閉議及び閉会の宣告

○議長(石田隆美智君) ここでお諮りします。

本臨時会に付された案件は、全て終了しました。

よって、会議規則第7条の規定により、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

○議長(石田隆美智君) 異議なしと認めます。

よって、本臨時会は本日で閉会することに決定しました。

これで会議を閉じます。

令和5年第3回臨時会を閉会いたします。

ご苦労さまでした。

(午前10時22分)

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 5年 9月 1日

議 長 石 田 隆 美 智

署 名 議 員 関 真 樹

署 名 議 員 中 村 親 夫

地方自治法第123条第2項の規定によりここに署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員

議案等審議結果一覽

議案等審議結果一覧

令和5年第3回臨時会

議案番号	件名	議決年月日	審議結果
議案第32号	役場庁舎耐震等改修工事請負契約	5.8.8	原案可決